

業務管理体制の整備について

介護保険法により、介護サービス事業者（法人）は、法令遵守等を行う「業務管理体制」の整備が義務付けられています。

地域密着型（介護予防）サービス事業のみを行う事業者であって、**すべての事業所又は施設（以下「事業所等」といいます）が同一の町に所在する事業者については、揖斐広域連合へ整備状況の届出が必要となります。**

例えば、事業所等が揖斐川町に１ヶ所、大野町に１ヶ所ある場合は、２つ以上の町に所在していますので、今までどおり、岐阜県への届出で変わりはありません。

各介護サービス事業者が整備すべき業務管理体制については、指定又は許可を受けている事業所等の数に応じ定められています（根拠：介護保険法施行規則第１４０条の３９）。詳しくは、以下の「１整備すべき業務管理体制」を確認してください。

各サービス事業者は、業務管理体制の整備状況を関係行政機関に届け出なければいけません（根拠：介護保険法第１１５条の３２第２項）。新規に参入した事業者や未届けの事業者（法人）は、この整備状況を速やかに関係行政機関に提出する必要があります。詳しくは、以下の「２関係行政機関」及び「３届出様式」を確認してください。

また、揖斐広域連合が担当する事業者に対し一般検査を行います。詳しくは、以下の「４一般検査」を確認してください。

１整備すべき業務管理体制

各介護サービス事業者が整備すべき業務管理体制は、以下の表のとおりです。

業務管理体制の整備の内容	事業所等の数（※１）		
	20 未満	20 以上 100 未満	100 以上
法令遵守責任者（※２）の選任	必要	必要	必要
法令遵守規程（※３）の整備	－	必要	必要
業務執行の状況の監査	－	－	必要

※１ 「事業所等の数」については、みなし事業所を除きます（みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされる事業所のことです）。また、総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は、事業所等の数から除いてください。

※２ 「法令遵守責任者」については、何らかの資格等を求めるものではありませんが、少

なくとも介護保険法に精通した法務担当の責任者を選任することを想定しています。
(代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません)。

- ※3 「法令遵守規程」については、事業者の従業員に法の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

2 関係行政機関

(1) 関係行政機関の区分／整備状況の届出先

関係行政機関の区分は、以下の表のとおりです(平成27年4月～)。該当する区分に従って、整備状況の届出を行う必要があります。

区分	届出先
事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣(※1)
地域密着型(介護予防)サービス事業のみを行う事業所であって、すべての事業所等が同一町に所在する事業者(※2)	揖斐広域連合長
上記以外の事業者 (事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者)	岐阜県知事 (事業者の主たる事業所が所在する都道府県知事)

- ※1 届出先が厚生労働大臣に該当する事業所は、厚生労働省ホームページ「介護サービス事業者の業務管理体制」をご確認ください。

- ※2 介護予防訪問介護、および介護予防通所介護は平成30年3月31日で廃止(総合事業に移行)されました。それに伴い、介護予防訪問介護、および介護予防通所介護サービスを提供していた事業所のうち、地域密着型(介護予防)サービス事業のみを行う事業者であって、**すべての事業所等が同一の町(揖斐川町のみ、大野町のみ、池田町のみ)に所在する場合は、届け出先が県から揖斐広域連合に変わりました。**

下記の3届出様式から第1号様式を使用して、県と揖斐広域連合の双方に変更の届出をお願いします。(業務管理体制を届け出た後、事業所等の指定や廃止等により、届出先区分の変更が生じた場合に該当しますので、該当する様式を使用してください。)

(2) 揖斐広域連合への届出について

届け出先 〒501-0603

揖斐郡揖斐川町上南方1-1(揖斐総合庁舎5F)

揖斐広域連合 介護保険課

TEL: 0585-23-0188 FAX: 0585-21-0126

3届出様式

届出が必要となる事由及び届出様式は、以下の表のとおりです。**新規に参入した事業者や未届けの事業者は、表の「新規に業務管理体制を整備した場合」に該当しますので、記入要領1を参考に、第1号様式を速やかに揖斐広域連合へ提出してください。**

届出が必要となる事由	様式	記入要領
新規に業務管理体制を整備した場合	<u>第1号様式</u> (※3)	<u>記入要領1</u>
業務管理体制を届け出た後、事業所等の指定や廃止等により、届出先区分の変更が生じた場合(※1) (例：広域連合→県、県→広域連合)	<u>第1号様式</u> (※3)	<u>記入要領2</u>
届出事項に変更があった場合(※2)	<u>第2号様式</u>	<u>記入要領3</u>

※1 変更前及び変更後の該当行政機関の双方に届け出てください。

※2 次のような場合は、変更の届け出は不要です。

- ・事業所等の数に変更が生じて、整備すべき業務管理体制が変更されていない場合
- ・法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響のない軽微な変更の場合

※3 様式中「3事業所名称等及び所在地」について欄が不足する場合は、参考様式をご利用ください。

第1号様式、第2号様式、記載要領および参考様式は、揖斐広域連合ホームページ(メインメニュー：介護保険→事業関係様式)からダウンロードし、ご使用ください。

4一般検査の実施

介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出内容等を確認するため、一般検査を実施します(1事業所当たり、概ね6年に1回を予定しています)。

一般検査においては、各事業所は報告書を提出することとしていますので、揖斐広域連合から一般検査の実施通知がありましたら、各事業者において適切に対応し、法令遵守等の意識の向上と取り組みの充実を図ってください。

業務管理体制報告書は、揖斐広域連合ホームページ(メインメニュー：介護保険→事業関係様式)からダウンロードして、ご使用ください。

揖斐広域連合介護保険課